

収入認定に関する事務取扱要領

平成 5 年 4 月 1 日 決 裁
令和 7 年 4 月 1 日 改 正

(目的)

第1条 この要領は、大阪市営住宅条例（平成9年大阪市条例第39号。以下「条例」という。）及び大阪市営住宅条例施行規則（以下「規則」という。）に基づき、入居者の収入認定等に関する事務が円滑かつ適正に行われるよう必要な事項を定めるものとする。

(収入申告書提出対象者)

第2条 収入申告書提出対象者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる市営住宅に入居している者とする。

(1) 公営住宅

(2) 改良住宅（ただし、附帯施設を除く。）

(3) 再開発住宅（ただし、阿倍野第1住宅から第4住宅、毛馬第2住宅の入居者及びその他の住宅において公募で入居した者を除く。）

(収入申告書の配布及び提出期限)

第3条 収入申告書の配布日及び提出期限については、毎年別に定める。

(収入申告書の提出)

第4条 対象者からの収入申告は、次に掲げる事項を記載した収入申告書を提出して行わなければならない。

一 当該入居世帯の家族構成

二 当該入居世帯に係る収入

三 当該入居世帯の入居者又は同居者が、次の各号のいずれかに該当する場合にはその旨

イ 入居者又は同居者に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障がい者でその障がいの程度が次に掲げる程度のものがある場合

(1) 身体障がい 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで

(2) 精神障がい（知的障がいを除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級

(3) 知的障がい (2)に規定する精神障がいの程度に相当する程度

ロ 入居者が60歳以上のものであり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上の者である場合

ハ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者

- 手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障がいの程度が恩給法（大正 12 年法律第 48 号）別表第 1 号表ノ 2 の特別項症から第 6 項症まで又は同法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症の程度であるもの
- 二 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）第 11 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- ホ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5 年を経過していない者
- ヘ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第 2 条に規定するハンセン病療養所入所者等
- ト 同居者に 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者がある場合
- 2 対象者は、当該入居世帯構成員の条例第 2 条第 8 号に規定する収入金額を証する書類のほか、次の各号のいずれかの場合にあっては、それぞれ当該各号に規定する書類を、前項の規定により提出する書類に添付し、又は当該書面の提出の際に提示しなければならない。
- 一 次に掲げる項目に係る控除を行う場合 当該控除の対象者に該当する旨を証する書類
- イ 同居者又は所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 2 条第 1 項第 33 号に規定する同一生計配偶者（以下この号において「同一生計配偶者」という。）若しくは同項第 34 号に規定する扶養親族（以下この号において「扶養親族」という。）で入居者及び同居者以外のもの
- ロ 同一生計配偶者が 70 歳以上の者である場合又は扶養親族が所得税法第 2 条第 1 項第 34 号の 4 に規定する老人扶養親族である場合
- ハ 扶養親族が 16 歳以上 23 歳未満の者である場合
- 二 入居者又はイに規定する者に所得税法第 2 条第 1 項第 28 号に規定する障がい者がある場合又は同項第 29 号に規定する特別障がい者がある場合
- ホ 入居者又は同居者に所得税法第 2 条第 1 項第 30 号に規定する寡婦又は同項 31 号に規定するひとり親がある場合
- 二 前項第 3 号に該当する場合 当該入居世帯の者が前項第 3 号のいずれかに該当する旨を証する書類
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、市長があらかじめ申告者に同項各号に掲げる事項を通知した場合において、当該申告者が当該通知の内容に誤りがないことを確認したときは、同項の規定による申告書の提出は、大阪市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（以下「情報通信技術利用条例」という。）第 3 条第 1 項で定める、電子情報処理組織（本市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報

処理組織をいう。)を使用して行うことができる。

4 前項の規定による提出は、次に掲げる事項を、申告者の使用に係る電子計算機から入力することにより行うものとする。

- 一 申告者の属する世帯を識別するために当該世帯に付された番号
- 二 前項の規定による通知の内容に誤りがない旨
- 三 その他市長が必要と認める事項

5 第3項の規定により行われた提出は、情報通信技術利用条例第3条第3項により、本市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該本市の機関に到達したものとみなす。

(収入状況の調査)

第5条 市長は、対象者世帯の収入状況について、より正確な収入を把握するため、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他関係人に報告を求めるほか、市・府民税課税台帳等により調査することができる。

(収入の算定方法及び認定)

第6条 次年度の家賃を決定するための対象者世帯の収入については、申告日の属する年度における10月1日を基準日として、基準日の属する年の前年の収入を、公営住宅法施行令第1条第3号に準じて算定することとする。

2 公営住宅法第16条第1項に基づく決定があった場合の当該決定が適用される年度中の家賃を決定するための対象者世帯の収入については、申告日の属する年の前年の収入を、公営住宅法施行令第1条第3号に準じて算定することとする。

3 前2項の収入の把握について、退職、転職等の理由により、前年の収入金額等によることが妥当でない場合、又は前年の所得を申告していないものの申告書提出時現在において所得が見込まれる場合においては、本人の申告、勤務先からの報告等により年間の収入金額を推定するものとする。

4 第1項又は第2項の収入については、次の方法により審査を行う。

一 入居者及び所得のあることが見込まれる同居親族について、前年の所得金額に係る、市町村長等の発行する所得の種類、所得、扶養親族数及び各種控除等が記載された証明書等(以下「所得証明書」という。)を提出させ、これにより収入を審査する。

二 入居者及び所得のあることが見込まれる同居親族について、市町村長等が前年の所得金額にかかる所得証明書を発行することができない時期の収入申告については、給与所得者にあっては前年の所得金額に係る給与所得源泉徴収票を、事業所得者等にあっては前年の所得金額に係る収支明細書を提出させるとともに、前々年の所得金額に係る所得証明書を提出させ、これを参考にして前年の収入を審査する。

5 前項の規定にかかわらず、対象者世帯の収入状況が前条に基づき調査されており、かつ、収入申告書の記載内容が調査した結果内容と同じである収入申告の場合は、

収入を証明する書類の添付を要しない。

- 6 同居の承認を得ていない同居者が存する場合にあっては、当該同居者の所得金額は当該入居世帯の収入算定に加えるが、その者に係る控除はしないものとする。

(収入超過者の認定)

第7条 第6条第1項に定める基準日現在で市営住宅に3年以上入居している者で、前条で認定した収入が条例第33条で定める収入基準を超えるものを同条の収入超過者として認定する。

- 2 前項の規定による認定結果は、「収入認定・家賃決定通知書」により通知するものとする。

(収入超過者に対する家賃の徴収)

第8条 条例第35条第1項及び規則第22条に規定する収入超過者に対する家賃の徴収は、前条の認定に基づき、当該基準日の属する年の翌年の4月から1年間行うものとする。

(収入変動に伴う家賃減額の申請)

第9条 入居者は、収入認定後に収入認定の基礎となった収入のある入居者又は同居者（以下「収入者」という。）について、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第27条第1項及び規則第18条の規定により、収入変動に伴う家賃減額の申請をすることができる。

- 一 収入者について、死亡又は当該市営住宅から転出したとき
- 二 収入者について、失職、転職等の事由により収入に減少・無収入の変動が生じたとき
- 2 収入変動に伴う家賃減額申請を行うときは、収入変動に伴う家賃減額申請書に当該入居世帯構成員の条例第2条第8号に規定する収入金額を証する書類のほか、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 前項第1号に該当する場合 住民票の写し
 - 二 前項第2号に該当する場合 退職証明書、雇用保険受給資格者証の写しその他必要と認める書類
- 3 前項の規定にかかわらず、同項の書類（同項第2号に掲げる書類を除く。）により証する事実が市・府民税課税台帳又は住民基本台帳により確認できる事実から変更がない場合は、当該事実に係る書類の添付は要しない。

(収入変動に伴う家賃減額の適用)

第10条 前条の規定により提出された収入変動に伴う家賃減額申請書の内容を審査し当該申請者の家賃減額の適用の有無を判断するものとする。

- 2 前項の規定による結果は、「収入変動に伴う家賃減額申請書に対する通知」により当該申請者に通知するものとする。
- 3 前2項により収入変動に伴う家賃減額を適用されると判断された入居者は、当該認

定通知日の属する月から減額された家賃が適用される。

(その他)

第 11 条 この要領の実施について必要な事項は、都市整備局長が定める。

附則（平成 5 年 4 月 1 日都市整備局長決裁）

この要領は、平成 4 年 4 月 1 日から実施する。

附則（平成 9 年 10 月 1 日改正）

1 この要領は、平成 9 年 10 月 1 日から実施する。

2 平成 9 年度中に収入超過者として認定された入居者については、平成 10 年 3 月 31 日までの間は、改正後の第 8 条、第 9 条及び第 10 条の規定を適用せず、改正前の第 8 条、第 9 条及び第 10 条の規定は、なおその効力を有する。

附則（平成 13 年 4 月 1 日改正）

この要領は、平成 13 年 4 月 1 日から実施する。

附則（平成 14 年 1 月 1 日改正）

この要領は、平成 14 年 1 月 1 日から実施する。

附則（平成 17 年 1 月 1 日改正）

1 この要領は、平成 17 年 1 月 1 日から実施する。

2 この要領の施行の際、第 2 条に規定する市営住宅に現に入居している者又は同居している者に老年者（所得税法等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 14 号）第 1 条の規定による改正前の所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 2 条第 1 項第 30 号に規定する老年者をいう。以下同じ。）がある場合における第 6 条第 1 項又は同条第 2 項に規定する収入の計算は、公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成 16 年政令第 421 号）附則第 2 項の規定により行う。

3 前項にかかる対象者からの収入の申告は、第 4 条第 2 項イからホに規定する書類のほか、老年者に該当する旨を証明する書類を、同条第 1 項の規定により提出する書類に添付し、又は当該書面の提出の際に提示して行わなければならない。

附則（平成 18 年 2 月 1 日改正）

1 この要領は、平成 18 年 2 月 1 日から実施する。ただし、第 4 条第 1 項第 3 号トの規定については、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。

2 この要領の施行の日前に 50 歳以上である者については、第 4 条第 1 項第 3 号ロの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（平成 19 年 3 月 30 日改正）

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附則（平成 19 年 10 月 24 日改正）

この要領は、平成 19 年 10 月 24 日から実施する。

附則（平成 22 年 12 月 28 日改正）

1 この要領は、平成 23 年 1 月 1 日から実施する。

2 この要領の施行の際、第2条に規定する市営住宅に現に入居している者の家賃の算定の基礎となる収入の計算については、平成23年3月31日までの間は、この要領による改正後の要領の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附則

この要領は、平成25年2月28日から実施する。

附則

この要領は、平成28年10月1日から実施する。

附則

この要領は、平成29年2月27日から実施する。

附則

この要領は、平成30年1月1日から実施する。

附則

この要領は、平成30年7月1日から実施する。

附則

この要領は、令和3年7月1日から実施する。

附則

この要領は、令和7年4月1日から実施する。